

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

田布施町の人口は昭和30年に発足した際には約1万6500人だったが1970年には約1万4500人まで減った。その中で、町が諸施策を展開し、人口を1980年には約1万6500人まで回復させた。その後は、近隣都市のベッドタウンとしての役割を果たす中、2010年までは増減を繰り返しながらも、人口を約1万6千人で維持してきた。しかし、近年は全国的な人口減少の流れの中、さらに少子高齢化も進んでおり、町の人口も減少傾向で推移している。

田布施町は山陽本線の田布施駅を中心にまちが構成され、中心地にも商業の集積が見られ、郊外には豊かな田園地帯が広がる。一方で、内陸部の幹線道路沿いや海岸線の国道188号線沿いに木材加工業やプラスチック製造業、機械製造業等の様々な工場群を有し、農業・工業・商業それぞれにバランスよく発展している。

高度経済成長期から1980年代にかけて、交通インフラや塩田跡を活かした工業団地を整備し、町も工場誘致に積極的に努め、海沿いの国道188号線を中心に企業進出が相次ぎ、柳井地区において最大の工業出荷額を誇っており、周南工業地帯の一角を占める産業地帯となっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、町内において、ピーク時に600事業所を超えていた事業所の数は近年500事業所を切る寸前まで減少しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

田布施町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が田布施町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

田布施町の産業は町内広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は田布施町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

田布施町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が田布施町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市区町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

投資効果が表れるまで長期間を有する投資も支援対象とすべく、3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。